

予算審査特別委員会：平成27年3月12日（開会 午後1時30分）

委員長

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから予算審査特別委員会を開会し、直ちに会議を開きます。ただいまの出席委員は12名で会議は成立いたします。議案第20号について、鈴木委員ほか1名からお手元にお配りしましたとおり、修正動議が提出されました。この動議は地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の発議者がありますので、成立いたします。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。鈴木委員。

鈴木委員

12番鈴木です。議案第20号平成27年度平取町一般会計予算の修正動議について、発議者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。この件につきましては、平成26年3月予算審査特別委員会、さらには26年9月議会、そして今回の予算審査特別委員会を通じて、質疑を行ってまいりましたので、趣旨についてはご理解をいただいていることと思います。その第1点は、平取小学校におけます給食調理員4名のうち1名について、業務委託に置きかえることにより、行政が一番注意を払わなければならない法令遵守を偽装請負というかたちで逸脱する危険が非常に大きいと考えるからであります。4人の調理員が児童生徒の食の安全を預かって作業をするときに、その内の1人だけが町と会社の間で結ばれた契約内容のみに従うというかたちでの業務の遂行を求められ、現場の中心的役割を果たす資格者あるいは経験豊かな先輩の指示を一切受けてはならない状況のなかにおかれることになるわけであります。このような状況のなかで、協調が保たれスムーズに給食業務が遂行できるとはどうか考えても想像ができません。互いに心を通わせながら、協力しあいながら子どもたちの食の安全、安心を提供するという大切な調理業務の職場に管理者たる町の都合のみを優先し、法令に違反する危険を冒してまで推し進めようとする今回の提案は平成26年9月議会に引き続き、否決されるべきものと考えます。2点目といたしまして、川上町長はこれまでの答弁の中で、委託にまわれば定年退職後も長く働ける条件も出てくると、そのようなかたちの答弁をされておるところもございます。しかしその一方で、平成26年4月1日付けで、我々議会にも知らずこともないままに、平取町一般定数外職員取扱規則を改正し、14業務については再更新の限度65歳とした改定を行っております。その考えに対し異議があるところではありません。しかしながら、その対象業務から外されたのが施設内及び周辺管理、施設内清掃に携わる方々と学校給食調理員の方々であります。なぜ、これらの業務の方々だけが65歳までの直接雇用の機会を得られないのか、全く理解ができないところあります。私は、民間への委託という件に関しては何もかもすべて反対をしてきたものではありません。町有バスの道南バスへの委託から町道管理業務の委託、さらには町立病院の院外処方への移行、直営であった旧びらとり温泉の委託の際にいたしまして

も、また昨年オープンしたびらとり温泉ゆからの委託にいたしましても、行政とともに推進してきたところであります。私は常に是は是、否は否の立場で行ってきたつもりでございます。町長が常に述べておられます、町民が豊かに安全に、安心して暮らせるまちづくりに心から賛同するものとして今回のこの件については全く同意できません。このようなことから、地方自治法第115条3及び平取町議会会議規則第15条並びに第16条第2項の規定により、修正動議を提出するものであります。次に修正案について説明させていただきます。修正案につきましては議案第20号平成27年度平取町一般会計予算の歳出についてであります。2ページ目をお開きいただきたいと思っております。修正箇所につきましては、第1表のとおり、歳出において総務費と教育費で朱書きの訂正のとおりであります。続きまして、3ページをご覧くださいと思いますが、事項別明細の3歳出については、2款一般管理費における共済費と嘱託賃金、9款学校給食費では給食調理業務委託料について、いずれも朱書きの訂正のとおり修正案を提示するものであります。以上、提案をいたします。

委員長

それでは、次に討論を行います。原案に反対者の発言を許します。次に原案賛成者の発言を許します。山田委員。

山田委員

原案に賛成者ということで、ご意見させていただきます。私たち議会におきましては、昨年9月に補正予算の修正をした経緯に対しまして、今まで町側から総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、さらには全員協議会等におきまして、それぞれ各議員に説明され、十分討議してきた結果がございます。さらには、それに対して十分論議され、意見の集約も行ってきたものと考えるところでございます。また、この議員の意見に対しましては、平取町行財政改革審議会におかれましても、十分議員からの意見も討議され、その中において、町長に答申されたものと理解しているところであります。今言われておりますこの偽装請負に関しての文言でありますけれども、先日配布されました総務省から出ております地方公共団体の適正な請負委託事業推進のための手引書を昨日拝見させていただいたところでございますけれども、その内容につきましては、町として、委託業者との契約においては内容どおりの規則に則ったことが実行されているものと理解したところでございます。これに関しては必然問題ないものと考えているところであります。ただ個人的には大変難しい問題で悩まされたところがございますけれども、このままこのお互いの理解が相違であることのまま進んでいくことに関しましては、議会としても町理事者としても、大変懸念される思いが自分としては大変強く感じられるところがございます。このままではこの理解の解決策に対しては、当然ながら、最終的な司法、つまり裁判ざたになるような判断にまでもっていかなければ、この意見の相違というまでは問題解決にならないのかなという気までしてくるところでございます。それを考えますと、4月早々予算執行に当たっての町側の事業の推進にさ

らなる大きな影響も及ぼすことと考へ、策としましては、議会としての、昨日鈴木委員のほうからもありましたとおり、チェック機能をさらに強化していくなかで、お互いの意見の相違を理解しあいながら問題解決に取り組んでいったほうがよろしいのではないかという、私個人の考へ方に至ったところでございます。そういう考へをもとに、この原案に賛成することとして意見を述べさせていただきます。

委員長 ほかございませんか。千葉委員。

千葉委員 6番千葉です。ただいま山田委員のほうから申し上げたことと、私も同調する一人でございます。私も昨日持ち帰ってからいただいた資料、再度目を通しながら自分なりに相当判断に苦しむ部分も正直ありましたけれども、今現在この給食の調理員の委託派遣に限らず、私は今後の平取町の大きな推進について、さまざまな労働派遣、それから偽装請負にならないようなかたちとはどういうものかということについて、改めて私は今後話し合われていくべきものかなというふうに判断しております。それと、何よりも今回のピンポイントで給食の調理の問題に対しまして、一番受益者であります親御さん、特に児童生徒に対しましては、このことについて給食を安全においしく提供することに対しては、私は、現時点では何ら不利益が及ばないものと判断しておりますので、先ほど言った司法の問題も山田委員のほうから出てましたけれども、そのことについては、やはり偽装請負というかたちにならない方法をさぐりだしていくことが一つの私のテーマだなあというふうに思ってますけれども、今回の予算審査特別委員会においての私は修正案に対しては賛成することができません。以上であります。

委員長 ほかございませんか。藤澤委員。

藤澤委員 9番藤澤です。修正に対する討論もあるかと思われるんですが、まずこの原案に対しての部分賛成のかたちで今一部お話をさせていただきます。私の知る限りでは、もう数年前にまことに時間がなくて調べ切らなかったんですが、何年何月というふうには私今申し上げられなく、説得力に欠けますが、委託の方向で進むということ我々はもう数年前に常任委員会等もろもろの場所で正式に聞いて、いわゆるOK、納得をして今日まで進んできてると思います。中身についてはですね、それは修正案のようないろんな議論もあってこれはけっこうだと思んですが、まず行政は継続であり、途中で右左と曲折するものでもないもので、そういう意思のもとに町長も行政を進めているという大前提があります。たしか9月議会においては、3月にちょうど今の時期に説明すると言っていないながら説明がないから、原案を修正するんだということで、修正が通ったわけでありまして。その後、しからば半年後に、今日現在、その説明がたりな

かった部分について、この半年今日を迎えるに至って、私の聞くところ調べるところによれば、十分に前回の9月の指摘を修正案の賛成の議論ですね、討論の中で指摘されたことについては、行政側も当時以上に説明があったと私は記憶しております。ですから、私はその努力の一端を評価して原案に賛成というかたちを、態度をとるしだいであります。まだまだ、言い足りない部分ではありますが、ひとまず、原案に賛成という討論であります。

委員長

ほかございませんか。なければ次、修正案反対者の発言を許します。

藤澤委員

ただいま申し上げてすぐ、心の切りかえがですね今つきかねたんですが、今度は修正案に対する反対討論というかたちになると思います。このいわゆるそのなんですか、請負についての議論も昨日目にしてですね、いろいろ調べた結果、国会レベルでももう平成10年、12年には当時の文部大臣等がですね、この偽装請負について答弁等を行っております。まあさっき司法という名も出ましたけども、私ども昨日渡されて今日とこれもまた厳しい話でありまして、司法までいく分についても、とてもとても今判断できかねる状況にあります。町民に対してもどのような説明がつくのか、これももう判断を私はしかねております。今から数えて、紛れもない昨年の9月以前に国会で、議論されてるこの偽装請負問題が、それであれば9月にですね、半年前の9月にもうすでに町側に説明して、十分に議論すべきであったと。それをなぜ、9月に国会答弁等を出しながら、法的な議論も進めないまま、今回出されたということは私はちょっと、小出しにしたんでないかなと疑わざるを得ません。誰しもがですね、町民の幸せ、行き着くところ、町民の幸せを願わないで行政あるいは議会のなかでそれ以外のことは考えて日夜業務に携わってるっていう記憶は誰もないと思います。自分も幸せになり、平取町民も幸せになるというかたちでですね、この、司法という名前を出してまでも、やらなきゃならないのか。そして、職場である4人の方々の職場であるところに、やれ自分の、私は囑託だ、私は委託だと、いわゆる台所シンクもつい立てを立てて、分けるような意味合いもその国会答弁の中で見ましたけども、そういうことまで持ち出して、果たして職場のなかで、調理室のなかでこれからうまくいくんだろうか、議会と、理事者と請負業者三者の話し合いはこれはやはり納得のいくまで部分的にはやらなきゃならんと私思いますよ。私の賛成の中には、修正案の反対のなかには、原案の賛成というなかには、足りないものがお互いある。法律の解釈というのは、お互いの主張の中です、法律の名のもとに、条文の名のもとに、のりしろがあるわけですから、言うほうにすればいやこうだと、受けるほうにしてみればいやこうだと、解釈も微妙にのりしろがあつて議論のなかでこうやって重なっていくんですよ。果たして昨日の昼から今日の昼までに私たちはそののりしろの埋める能力は私は持ち合わせておりません。そういう意味で、この修正案については、私ははっきりと反対を申し上げます。

委員長 ほかございませんか。なければ次に修正案賛成者の発言を許します。平村委員。

平村委員 修正案の賛成の討論をいたします。学校給食調理員の身分は、平成25年度までは嘱託職員で雇用されていましたが、26年度の予算では貫気別小学校が民間委託になりました。またその当時の予算審議の際は、私は民間方式に反対の意見を表明した経緯がございます。この民間委託については、昨年9月16日の町議会で補正予算を修正可決した経緯があるにもかかわらず、議会と十分に議論しないなかで、民間委託の予算計上をしていることは、これはまさしく議会軽視ではないかと思えます。学校給食は自校方式で、読んで字のごとく校内に給食運営委員会を組織し校長先生を中心に、保護者、地域との連携のなかで運営されてこられたと思えます。最近、各学校が運営している給食業務の人事異動を行ったり、そのあり方に疑問を感じています。調理員と地域の住民が従事することにより、児童生徒のコミュニケーションが図られるなど、食育の推進にも寄与していると思っています。行政改革の一環として、民間委託が柱の一つにすえられていましたが、サービス低下など総合的な視点で判断すべきで、経費節減中心の民間委託は好ましくないのではないかと考えています。この給食業務は各学校の同じ職場で、外部から派遣された人と混在一体の環境は職場の雰囲気、精神衛生の面からも適当ではないと判断し、雇用される立場に立って考えてあげるべきだと考えますことから、修正案に賛成いたします。

委員長 ほかございませんか。先ほどの藤澤委員の発言の中で確認したいことがございますので、鈴木委員ひとつよろしいですか。9月の総務常任委員会、あるいはその後の全員協議会の中で、偽装請負のことに関することは提示しましたよね。鈴木委員。

鈴木委員 提案理由の説明のみと思っておりましたけれども、先ほどの藤澤委員の発言のなかで先日お配りした資料がですね、急にそんなものわたされてもというようなかたちでお話がありました。その資料については、実は確か2月でしたか、の、総務常任委員会におきまして行革に関連したたかたちのなかで、総務課長が偽装請負には当たらないということでの答弁をされた、その根拠となるものということで説明がありました。それで、私は、後日ですね、総務課長のところに行きまして、その文書、全文についていただきました。それを、皆さんにわたしたのが昨日だったか一昨日だったかということではあります。しかし、そういうことでは、私はそれがいつ渡されたかということより、それが本当に間違いのない答えであったかどうかということについて、関心があれば、それはその根拠について示してもらおうというのが、各議員の私は仕事の範囲、ただ、私が先に、総務課長のほうから資料いただきましたんで、それを皆さんにもひとつ審議のひとつの材料として見ていただこうと思って配らせていただいたと

いうことであります。また、9月のときにも、あるいはそれ以前のときにも、それが偽装請負に当たらないのかという議論は、これは、私、教育長と個人的な話の中でもですね、すでに以前から話していることでありまして、今、目新しく資料を提出して発言していると、そういうものではありません。

委員長 藤澤委員それでよろしいですか。藤澤委員。

藤澤委員 私の思い違いといいますか、日にちのずれということが今おぼろげに気がついたところでありまして、陳謝をいたします。取り消していただきたい。

委員長 それを踏まえて、次に移りたいと思います。ほかに討論ございませんか。よろしいですか。なければ、これから議案第20号平成27年度一般会計予算の採決を行います。まず、本案に対する12番鈴木委員ほか1名から提出された修正案について採決をいたします。本案修正案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手少数です。したがって、修正案は否決されました。次に原案について採決いたします。原案に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第20号平成27年度平取町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号平成27年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

それでは採決を行います。本案について原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第21号平成27年度平取町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて議案第22号平成27年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、議案第22号平成27年度平取町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて議案第23号平成27年度平取町介護保険特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第23号平成27年度平取町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて議案第24号平成27年度平取町簡易水道特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第24号平成27年度平取町簡易水道特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

続いて議案第25号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、議案第25号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計予算については原案のとおり可決いたします。

以上で本委員会に付託されました平成27年度平取町各会計の審査はすべて終了いたしました。これもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。それでは昨日まで各委員より出されました意見等々をまとめたいと思いますので、議員控室にお集まりをいただきたいと思います。

(閉 会 午後 2時 5分)